

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

形状性名詞句考

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學国語研究会 公開日: 2025-06-02 キーワード: 形状性名詞句, 準体言, 形状性用言, 作用性用言, 石垣法則 作成者: 小田, 勝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001699

形状性名詞句考

小田 勝

キーワード…形状性名詞句 準体言 形状性用言 作用性

用言 石垣法則

一 本稿の目的

石垣謙二（一九四二）により、私どもは、形状性用言しか形状性名詞句（モノを表す準体言。以下、「モノ準体」と呼ぶ⁽¹⁾）を作ることができないと考えている。例外は準体句が主語に立っていて、述語が形状性用言である場合、とされる。

- 1 猛^{たけ}き^{もの}武士^{のふ}の心をも慰^{なぐさ}むる△は、歌^{うた}なり。（古今集・仮名序⁽²⁾）〈作用性用言「慰む」が「慰むる」「モノ」という「モノ準体」を作っている〉

そこで、稿者は以前、この法則を古典文の解釈に適用して、小田勝（二〇二二）という提案を行ったのだが、考えて見れば、稿者が記憶している歌にも次のような例があるわけで、この法則は古典文解釈の指針たり得るのか不安が残るのである。

- 2 防^{まもり}人^{ひと}に^た行く△は誰^たが背^せと問^とふ人を見るがともしさ物思^{おも}ひもせず（万葉集・四四二五）
 - 3 これやこの行く△も帰^{かへ}る△も別^{わか}れつつ知る△も知らぬ△もあふさかの関^{せき}（後撰集・一〇八九、百人一首）
〈四つめの△の「知らぬ」は形状性用言〉
- 右のような例が存する以上、この法則は成立しないとして捨ててしまうという考えも出るかもしれないが、稿者のみ

るところ、やはりこの法則は古典文ではよく適合しており、例外規定を少し拡張することで、古典文解釈の指針として残したほうが得策だと思うのである。本稿は、この法則を古典文解釈の指針とするためには、どのような修正が必要であるかを考えるものである。

二 石垣法則の確認

私見によれば、石垣法則は次のように纏められる。

i 日本語の活用語は、次の二つに分けられる。

イ 形状性用言：終止形がイ段音の語（形容詞・形容動詞・ラ変動詞、および「べし・たり・けり・き」などの助動詞）、動詞「見ゆ・聞こゆ・思ほゆ・候ふ・おはす・といふ・になる」、助動詞「ず・む・らむ・けむ」。

ロ 作用性用言：右以外の活用語。

ii 形状性用言・作用性用言のどちらも「コト準体」を作ることができるが、「モノ準体」は形状性用言しか形成できない。

形状性用言 コト準体 モノ準体

作用性用言 コト準体

iii (ii)の例外規定) 準体句が主語に立ち、かつ述語が形状性用言である場合には、作用性用言でモノ準体を形成することができる。

・猛き武士の心をも慰むる△は、歌なり。(11)

右のiイの形状性用言のリストは、岡崎正継(二九六二)によって、次のものを追加することが提案されているので、これを加えることとする。

(イ) なふ・なんだ、(ロ) おはします・ものす(二語
共ニ「アリ」ノ意味ヲ表ハスモノ)、(ハ) 体言―す・
体言―仕る(賓語トシテノ体言ハ存在ノ意味ヲ表ハス
モノ)、(ニ) 形容詞―す・情態副詞―す(形容詞・情
態副詞ハ「ス」ノ賓語ニナツテキルモノ)、(ホ) てゐ
る(継続状態ヲ表ハスモノ)。

さて、右の法則であるが、石垣謙二(一九四二)自体に曖昧な部分があるので、ここで確認しておこう。まず、iiのいう「準体」であるが、これは「すべての準体句」に適用できるのかという疑問である。石垣論文は「童のをかしく△」のようないわゆる同格構造を考察対象にしている、

二二二頁の表も「関係代名詞的の「の」によつて構成される名詞句の用言が、大部分前節で規定した所謂形状性用言なる事を示すもの」(二二三頁)であるし、「関係代名詞的「の」助詞によつて構成される名詞句を形状性名詞句と命名することが出来る」(二二五頁)といわれているのだが、二二七頁に至つて、突然、「名詞句はすべて、「の」を伴ふと否とに論なく、必ず形状性名詞句か作用性名詞句かかいづれかに属」し、「形状性名詞句の用言は依然「の」の有無に関せず形状性用言であつて」のように拡張されるのである。このように明言されている以上、石垣法則はすべての準体言に及ぶと理解されるのだが、調査・論証は「関係代名詞的「の」助詞によつて構成される名詞句」についてのみ行われている(ように見える)ことには注意される。

疑問の第二は、iイの形状性用言のリストには、形容詞・ラ変動詞などのいわゆる自立語と、一部の助動詞があげられているが(要するに助動詞も用言と呼ばれているのだが)、これらの語は述語の末端にある必要があるのだろうか、ということである。例えば「あり」は典型的な形状性用言であるが、助動詞「つ」はこのリストにないので、「あ

りつる△」とあつた場合、この述語全体(「ありつ」)はどちらの用言に所属するのだろうか、ということである。これは、「あり」が形状性用言である以上、「ありつる」も形状性用言と考えるべく、実際、次のような例が存する。

4 かの「柳の芽にぞ」とありつる△を書いて給へる△を奉り給へば(柏木⑤三一〇)

そうすると、自立語の形状性用言は、どんな助動詞が下接しても形状性用言のままだが、iイのリストにある助動詞は作用性用言を形状性用言化する「形状性用言化辞」と捉えられることになろう。したがつて、岡崎正継(一九六二)の追加(ただしここでは中古語のみを取り上げる)も含め、iイは次のように修正されることになる。

形状性用言

- ① 終止形がイ段音の語：形容詞・形容動詞・ラ変動詞
- ② 存在の意を表す語：「あり」の意を表す「候ふ・おはす・おはします・ものす」

③ 軽動詞「す」を含むもの：「体言+す(仕る)」「体言」は存在の意味を表すもの、「形容詞・情態副詞+す」

④ 知覚を表す語：「見ゆ・聞こゆ・思ほゆ・といふ・なる」

⑤ 形状性用言化辞：終止形がイ段音の助動詞、および「ず・む・らむ・けむ」

②の「ものす」は「ものし給ふ」を含むこと（というより「あり」の意の「ものす」は、「ものし給ふ」の形で現れるのがほとんどである）、当然であろう（例「幼くものし給ふ△が、かく齡過ぎぬるなかにとまり給ひて」須磨②二〇八）。④について、iイのリストにある「聞こゆ」は、敬語の補助動詞ではなく、本動詞なのであろう（なお④は、考察の後で修正される）。⑤について、「き・けり・たり・り・む」が形状性用言化辞だから、古典語の動詞は「過去形」や「未来形」になると、形状性用言化することになる^①。時制の研究上、古典語の動詞の過去形は event を表すものではない、ということには注意されてよいだろう。

三 万葉集・三代集の用例

作用性用言でモノ準体を作る例として、さきに用例2・3をあげたのだが、万葉集と三代集について、日本語歴史

コーパス中納言で、「連体形+は」「連体形+も」に限って調べた範囲では、ちょうどこの二型しか存しなかった。まずは、用例2の「防人に行く△は誰が背」のタイプで、これは述語が名詞述語文の場合ということで、法則Ⅲ（例外規定）の拡張として自然に容認されるだろう。用例2のほか、「流らへ散る△は何の花ぞも」（万葉集・一四二〇）、「行く△は誰が妻」（同・一六七二）、「来鳴き渡る△は誰呼子鳥」（同・一七一三）、「仕へ奉る△は卿大夫たち」（同・四二七六）、「来居つつ鳴く△は都鳥かも」（同・四四六二）の六例である。

もう一つは、用例3の「行く△も帰る△も別れつつ」のタイプで、これは準体言が特定の「行く人」「帰る人」を指すのではなく、「行人」「旅行者」「帰郷者」のような属性を表すもので、特に対比的に用いられているのも特徴といえる。対比的ということは互いに打ち消し合う関係にあるということ、で、「ず」が形状性用言であることも思い起こされる。「貴き△も賤しき△も」（落標③四七）、「高き△も下れる△も」（柏木⑤三一六）などとほとんど変わらぬ表現だといえる。調査資料の中では用例3の一例だけで

ある。⁽⁵⁾

以上から、石垣法則の例外規定iiiは、次のように拡張される。

iv (…iiiの修正版) 次の場合には、作用性用言でモノ準体を形成することができる。

①準体句が主語に立ち、かつ述語が形状性用言または名詞述語である場合。

②個体を表さず属性のみを(特に対比的に)表している準体句である場合。

四 源氏物語の用例

『源氏物語』正編(桐壺卷く幻卷)について、通読によって調査した、石垣法則i・iiiに合致しないモノ準体の例を示す。全10例で、やはり僅かであることは、まずは注意されて良いと思う。順にみていこう。

A もの思ひ知り給ふ△は、様、容貌かたちなどのめでたかりしこと、心ばせのなだらかにめやすく、憎みがたかりしことなど、今ぞ思し出づる。(桐壺①一八)

これは、この前に「憎み給ふ人々多かり」とあって、それ

と対になってゐるから、前節のiv②に該当する例と考えておくが、「知る」が形状性用言である可能性もある。⁽⁶⁾

B 「先帝の四の宮の、御容貌かたちすぐれ給へる聞こえ高く

おはします△、母后よになくかしづき聞こえ給ふ△」を、上に候ふ典侍は、…今もほの見奉りて、…(桐壺①三三)

壺①三三)

「おはします△」は形状性用言なので問題がない。「かしづき聞こえ給ふ△」が問題となる例で、準体言の主名詞△が準体句に対して、目的格になっている例である。ほかにもG・Kの例がある。

C 母屋の中柱にそばめる人や、我が心かくる△と、ま

づ目とどめ給へば(空蟬①一〇七)

これはiv①の逆のパターンで、名詞述語文の述語にある場合とすることができ。あるいは、「これや、海土あまの塩焼△」なら「む」と思しわたるは(須磨②二四五)のような「なり」「ならむ」の省略と考えるてもよいだろう(あるいはB・G・Kと同様の例と考えることができるかもしれない)。

D 「丈高き人の、常に笑はるる△」を言ふなりけり。

(空蟬①一一五)

これは受身の場合で、形状性用言化辞に受身の「る・らる」を追加すべきだということになる。⁷⁾

5 おのがいとめでたしと見奉る△をば、尋ね思ほさで、かくことなることなき人を率^ゑておはして時めかし給ふこそ、いとめざましくつられ。 (夕顔①一四八)

筆者はかつて石垣法則を根拠に、この「見奉る」をコト準体として解釈することを主張した(小田勝(二〇二二))。

B・G・Kの例が存するので、モノ準体としての解釈もできることになるわけだが、これはコト準体でも解釈可能なので、モノ準体の確例からは除外しておく。

6 (夕顔ノ遺骸ガ) ありしながらうち臥したりつるさ
ま、うち交はし給へりし△が、我が紅^{くまら}の御衣^ぞの着
れたりつる△など、いかなりけむ契りにかと道すが
ら思さる。 (夕顔①一六四)

底本とした新潮日本古典集成は「うち交はし給へりしが」の「が」を削除しているが、青表紙本諸本には「が」がある(同書凡例を見ると、本文の校訂は注記なく行われているらしい)。「が」のない陽明文庫本では、左のように単純に読める。「さられたりつる」は「さられたりつる」「サマ」

の意のコト準体である。

・「うちかはし給へりし、御くれなぬの御そ」のさられたりつるなど

河内本も次のようで、これも簡単である。

・うちかはし給へりしまゝに、わかくれなぬの御そのき
られたりつるなど

ところが「うち交はし給へりし」の下に「が」のある青表紙本諸本の本文だと、「御衣の」の「の」が主格だから、「が」を同格助詞として、桐壺巻の冒頭の文と同様の構造と考えたくなる。そうすると、「着られたりつる」が「着られたりつる」「衣」というモノ準体ということになり、「られ」が受身だから、Dと同様の例ということになる。ただし、「が」のある形でも、「着られたりつる」「サマ」の意に読む方法も存する。それは、木之下正雄(一九六四)のいう「逆同格構文」として、次のように読む方法である。

・「うち交はしたまへりし△が、我が御紅の御衣」の着
られたりつる「サマ」など

逆同格構文というのは、「準体言△+が+連体形+名詞」で、上方の準体言の下(△)に、同格助詞「が」の下にある「名

詞」が補われると解釈される句型をいう。通常の同格構文では、同格助詞の上部の名詞が下方の準体言の下に補われるのだが、その逆になるわけである。

・「治部卿なる△が、交じらふこともなき人」の太郎、兵部の少輔といふ人ありけり。(落窪物語)

・そのあたりに、「築地などの崩れたる△が、さすがに部など上げて、簾かけ渡してある人の家」あり。(平中物語)

・三条わたりに、「ざればみたる△が、まだ造りさしたる所」なれば、はかばかしきしつらひもせでなんありける。(東屋)

・「少しうとき△が、昨夜参りたる人々」など(たまきはる)

・甲香は、「ほら貝のやうなる△が、小さくて、口のほどの細長にして出でたる貝」の蓋なり。(徒然草)

以上、用例6は、受身と考えるにせよ、逆同格構文と考えるにせよ、石垣法則の例外の新しい型を示すものではないということが出来る。

E 「……」など過ぎ給ひぬる△も、世とともに思ほし

嘆きつるも、しるきこと(Ⅱ案ジテイタ通りノアキ
ラカニヒドイコト)多く侍るに(若紫①二二二)

「過ぎ給ひぬる△」は「お亡くなりになった尼君」の意で、主語として「思ほし嘆きつる」に係る(「思ほし嘆きつるも」は接続句である)。これをそのまま受け止めるなら、助動詞「ぬ」は形状性用言化辞ということになる。

7 「中将の御子の、今年初めて殿上する△」、八つ九つばかりにて、声いとおもしろく、笙の笛吹きなどするを、(源氏ハ)うつくしびもてあそび給ふ。(賢木②一八二)

これは、「職掌+す」という、職掌の表示であり、第二節で示した形状性用言リストの修正版の「③軽動詞「す」を含むもの」に含めて良いであろう。次例も同様の例である。

8 「兄の、童殿上する△」、常にこの君に参り仕うまつるを、例よりもなつかしう語らひ給ひて(少女③二六一)

次に、

F 二条の院に奉れ給ふ△と、入道の宮のとは、書きもやり給はず、くらされ給へり。(須磨②二二七)

これはBと同様、準体言の主名詞△が準体句に対して目的格になっている例である。

G 「この受領^{じゆ}ども、おもしろき家造り好む△」が、

この宮の木立を心につけて、放ち給はせてむやと、
ほとりにつきて、案内し申さするを（蓬生③五七）

これは石垣謙二（一九四二）自身が、説明出来ない例（法則にもその例外規定にも合致しない例）としてあげている例である（二二五頁⁸）。これをそのまま受け止めるなら、動詞「好む」は形状性用言ということになる。

H なほ年経ぬる△どちこそ、心かはしてむつびきかり
けれ。…年経ぬる△どちうちとけ過ぎば、…（玉鬘

③三二二

同じ例が二例連続している。「年経ぬるどち」は「年寄り
どうし」ということで、前節のiv②に該当する例とも、E
と同様の助動詞「ぬ」の例とも考えられる。どちらにせよ、
石垣法則の例外の新しい型を示すものではない。

I このついでに、御方々の合はせ給ふ△ども、おのお
の御使して、「この夕暮のしめりにこころみむ」と
聞こえ給へば（梅枝④二五七）

B・Cと同様、準体言の主名詞△が準体句に対して目的格
になっている例である。

J 常に（夕霧ノ文ヲ）ひき隠しつつ隠ろへ歩^{あり}きし御使

ひ、（夕霧ノ結婚ガ成立シタ）今日は面もちなど人々
しくふるまふめり。（ソノ御使イハ）「石近の将監^{せう}の、
むつまじう思し使ふ△」なりけり。（藤裏葉④

二九〇

Cのように名詞述語文の述語にある場合、かつB・C・F
のように準体言の主名詞△が準体句に対して目的格になっ
ている例である。どちらにせよ、石垣法則の例外の新しい
型を示すものではない。

『源氏物語』正編（幻巻まで）で石垣法則に合致しない
例は以上の10例である。なお、このA～Jの準体言の文中
での位置は、

主語：A・E・G・H

目的語：B・D・I

述語：C・J

「と」格：F

のようであって、近藤泰弘（一九九二b）は、石垣法則は

目的語に立つ準体言にはあてはまらないと述べているが、源氏物語の用例を見る限りでは、そのような偏りはなさそうに思われる。この10例は、次のように整理される(二つの要因が考えられるものは重複してあげてある)。

① 準体句が名詞述語文の述語に立つ場合。…C・J

② 個体を表さず属性のみを(特に対比的に)表している準体句である場合。…A・H

③ 準体言の主名詞が準体句に対して目的格に立つ場合。…B・C・F・J

④ 動詞「知る」「好む」…A・G

⑤ 助動詞「る・らる」(受身)、「ぬ」…D・E・H

このうち②は、④と⑤があれば不要であるようにみえるが、用例③を説明するために必要であり、また①も②があれば不要であるようにみえるが、モノ準体の現れる位置として自然であるから、これも置いておくことにする。

五 石垣法則の修正案

以上から、モノ準体の構成に関わる石垣法則は、次のように修正される、ということが出来る。傍線を施した箇所

が、本稿における修正・拡張点である。

I 日本語の活用語は、次の二つに分けられる。

イ 形状性用言

① 終止形がイ段音の語…形容詞・形容動詞・ラ変動詞

② 存在の意を表す語…「あり」の意を表す「候ふ・おはす・おはします・ものす」

③ 軽動詞「す」を含むもの…「体言+す(仕る)」「体言」は存在の意味を表すもの、「形容詞・情態副詞+す」

④ 知覚を表す語…「見ゆ・聞こゆ・思ほゆ・といふ・になる・知る・好む」

⑤ 形状性用言化辞…終止形がイ段音の助動詞、および「ず・む・らむ・けむ・る・らる(受身)・ぬ(完了)」

ロ 作用性用言…右以外の活用語。

II 形状性用言・作用性用言のどちらも「コト準体」を作ることができるが、「モノ準体」は形状性用言しか形成できない。

形状性用言 コト準体 モノ準体

作用性用言 コト準体

Ⅲ 次の場合には、作用性用言でモノ準体を形成することができるとがである。

①準体句が主語に立ち、かつ述語が形状性用言または名詞述語である場合。

②準体句が名詞述語文の述語に立つ場合。

③個体を表さず属性のみを（特に対比的に）表している準体句である場合。

④準体言の主名詞が準体句に対して目的格に立つ場合。

注

(1) 準体言には、次例 a のように、下にヒトやモノが想定されるものと、b のように、下にコトやノ（トキ・サマ・トコロを含む）が想定されるものがあるが、前者を形状性名詞句（本稿では「モノ準体」、後者を作用性名詞句（本稿では「コト準体」という。

・ a 仕うまつる人の中に心確かなる「人」を選びて（竹

取物語）

b むかし、月日のゆく「コト」をさへ嘆く男（伊勢物語）

(2)

引用は、万葉集は新編日本古典文学全集、古今集は岩波文庫、後撰集・拾遺集・今昔物語集は新日本古典文学大系、源氏物語は新潮日本古典集成、その他の散文作品は新編日本古典文学全集、歌集は新編国歌大観によった。万葉集・三代集の用例には依拠テキストの歌番号を、源氏物語の用例には依拠テキストの巻数・頁数を付した。引用に当り表記は適宜改めた。また準体言の末尾には主名詞を示す△を付した（準体言の末尾に顕在していない主名詞△を想定することについては、小田勝（二〇一五）三三七頁参照）。同格構造は「童の、をかしき△」、出で来たり。」のように、同格構造全体を角括弧で括り、同格助詞に二重傍線を付し、準体言の下に△を表示した。

(3)

類例。
・内よりおもとだちたる女出で来て、「男の、候ひつる△」と語らひて（今昔物語集・29―13）

(4)

作用性用言を尊敬語化しても作用性用言のままだが、丁寧語化すると形状性用言になってしまふ、というのも、「侍

り」「候ふ」がたまたま形状性用言だったということに起因するのだろうが、なんとなく釈然としない状況ではある(この問題については、近藤泰弘(一九九二a)がある)。

(5) 万葉集に「行く△も行かぬ△も遊びて行かむ」(五七二)の例があるが、述語が「…む」という形状性用言だから石垣の例外規定が適用される。次のような例も、

・ 皆人の心々ぞ知られける雪踏み分けて訪ふ△も訪はぬ△も(正治後度百首)

倒置で述語が「知られける」であるとするならば例外規定が適用されてしまうし、用例3の「行く△も帰る△も」も最終的に「逢坂の関」に収斂するならば、述語が名詞という、用例2の型ということになるのかも知れない。

(6) 類例「なつかしき御気色を見奉る人の、少しもの心を思ひ知る△」は、いかがおろかに思ひ聞こえむ。(夕顔①一三四)の「知る△」は述語が「…む」という形状性用言だから石垣の例外規定が適用される。

(7) ほかに、同格助詞のない同格構文の例だが、次のような例がある。

・ その時、「帝の御むすめゆ、いみじうかしづかれ給ふ△」、
ただひとり御簾のきはに立ち出で給ひて(更級日記)

(8) 同頁に石垣が説明出来ない例としてあげている中古和文の例は、この一例と、伊勢物語の一例だけのだが、伊勢物語の例(「人のむすめのかしづく△」)は、述語が「思ひけり」だから、石垣の例外規定(主語に立ち、述語が形状性用言である場合)に相当するはずである。

(9) 「名詞+は+ 」の位置なので、作用性用言が主語と述語の両方に現れる形にはならない。

引用文献

石垣謙二(一九四二)「作用性用言反撥の法則」『国語と国文学』
19—11(『助詞の歴史的研究』所収。引用、頁数等、すべて同書による)

岡崎正継(一九六二)「副詞「いまだ」「まだ」について」『文学・

語学』25

小田勝(二〇一五)『実例詳解古典文法総覧』和泉書院

小田勝(二〇二二)「古典文を文法的に読むということ——源

氏物語」夕顔巻「おのがいとめでたしと」の解釈について——

『國學院雑誌』123—2

木之下正雄(一九六四)「うち交はし給へりしわが紅の御衣の

着られたりつる」『解釈』10—1

黒田成幸（二〇〇五）『日本語からみた生成文法』岩波書店

近藤泰弘（一九九二a）「丁寧語のアスペクト的性格―中古語の「はべり」を中心に―」『辻村敏樹教授古稀記念 日本語史の諸問題』明治書院

近藤泰弘（一九九二b）「古典語の形状性準体構造をめぐって」

『小林芳規博士退官記念 国語学論集』汲古書院

〔付記一〕本稿は、稿者が執筆中の源氏物語の注釈書『源氏物語

語解説 第一巻 桐壺く夕顔』（仮題）と並行して書かれた

ものである。源氏物語の桐壺巻から夕顔巻までの用例、A・

B・C・D・5・6については、同書でも本稿と同様の説

明がなされることをお断りする。

〔付記二〕本稿は、令和五年度國學院大学国内派遣研究による研究成果の一部である。